

農林水産委員会会議記録（第1号）

令和6年 9月27日

福島県議会

1 日時

令和6年9月27日（金曜）

午前 10時58分 開会

午前 11時50分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長	水野透	副委員長	佐藤徹哉
委員	亀岡義尚	委員	満山喜一
委員	椎根健雄	委員	宮本しづえ
委員	伊藤達也	委員	半沢雄助
委員	木村謙一郎		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

異議ないと認め、木村謙一郎委員、亀岡義尚委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外1件である。

また、陳情一覧表及び主要事業一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長一任と決定され、去る7月24日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「9月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

水野透委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

続いて農業担い手課長の説明を求める。

農業担い手課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

改修予定だった農業短期大学の食堂内にアスベストの含有が確認されたため、債務負担行為により改修時期を遅らせるとのことだった。アスベストの除去工事は

非常に費用がかかる印象があるが、どの程度の経費を見込んでいるのか。

農業担い手課長

アスベストの除去工事については、6,040万円程度を見込んでいる。

宮本しづえ委員

必要経費は、アスベストが含まれている面積によると考えてよいか。

農業担い手課長

当然、面積等も踏まえて金額を積算している。

宮本しづえ委員

農業短期大学の寮使用料について、年額1万8,500円を納入することが新たに条例に規定されるが、現行との関係でどのように理解すればよいか。

農業担い手課長

現在は寮使用料を徴収していないが、利用者負担の原則や、他県の農業大学校等との比較などを行い、年額1万8,500円と設定したところである。

宮本しづえ委員

設備が非常に古いため、寮使用料を徴収すべきなのか疑問である。県では、重要な産業人材育成のため、寮を整備して学ぶ環境を支援していると思うが、ほかの人材育成機関が設置する寮と今回の農業短期大学の寮使用料は、ほぼ均衡が取れていると考えてよいか。寮使用料を徴収していない施設もあると思うが、それらとの兼ね合いでどのように判断したのか。

農業担い手課長

県の関係施設として、教育庁所管のふたば未来学園にも中等部、高等部の生徒が入居している寮があり、3食込みとの違いはあるものの寮使用料を徴収している。

なお、年額1万8,500円の寮使用料は、減価償却費等を含むものではなく、維持費のみに限定して算定している。

宮本しづえ委員

設備が古いとはいえ今までも維持管理費はかかっていたと思うが、寮使用料を徴収してこなかった。それは人材育成事業の重要性に鑑みての対処だと私は理解している。ただ、他県と比較すると今回の金額が非常に高いわけではないことも同時に理解した。

食費などもかかるため、利用する学生の大きな負担増とならないような措置の検

討を要望として述べておく。

半沢雄助委員

宮本委員の質問に関連して、寮使用料に減価償却費は含んでいないとの説明だったが、運営に当たっては、間違いなく老朽化した施設の改修等が必要になってくると思うため、その辺りは使用料に見込んでいるのか確認する。

農業担い手課長

修繕は県が行うため、寮使用料には含まない。

半沢雄助委員

農16ページに営利目的使用加算料の規定があるが、これは外部向けなのか、それとも例えば学生などを対象とした内部的な使用のみに特化したものなのか。

農業担い手課長

特別使用料として営利目的使用の場合の加算を設定しているが、これについては農16ページに記載のとおり、入場料、受講料や会費等を徴収して行事を行うときには特別加算を行うことになっている。

半沢雄助委員

私の聞き方が悪かったかもしれないが、農業短期大学校として入場料を徴収する行事の予定があつてのことなのか、もしくは完全に外部向けなのか。

農業担い手課長

適切な答弁ができておらず大変申し訳なかった。委員が述べたとおり、外部の者が農業短期大学校を使用して行事などを行う場合を想定して設定している。

木村謙一郎委員

農7ページの造船所への支援について、再建までのスケジュールやその間の対策を聞く。

水産課長

造船所の再建については、10月頃に契約して着手することとなっており、対象施設自体は年度内の完成を想定している。その後、設備等を施設内に設置するため、操業は6月頃になると見込んでいる。現在は建物がないが、船を引き揚げる設備があれば陸上において作業ができるため、野外で漁船のメンテナンスをしていると聞いている。

水野透委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

米の概算金の上昇については、資材や肥料等が高騰している中で歓迎すべき話だと思う。一方、政府備蓄米については、概算金決定前の夏頃に契約し、それに基づく出荷数量を破ると違約金が発生すると聞いており、実際に数件の農家からも問合せがあった。政府備蓄米の価格は主要食糧の需給や価格安定の法律に基づくため国の問題だとは思いますが、価格が固定化している状況に対して県や我々県議会議員が動いていかなければならないと思っている。

なかなか答弁も難しいと思うが、県として、政府備蓄米と概算金の価格差をどのように認識しているのか。

水田畑作課長

委員指摘の点については、現場からも声が上がっている。備蓄米の制度は国が所管しているが、現場の声を踏まえ、10月に予定している要望活動において、国に対して改善を要望することを検討している。

伊藤達也委員

我々も議員として国としっかり連携しながら要望するのでよろしく願う。

宮本しづえ委員

今の質問に関連して、具体的な要望内容を聞く。

水田畑作課長

国からの情報なども見ながら、これから具体的に詰めていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

現在の米の状況を品薄と表現する傾向もあるが、消費者感覚からすると米不足だと思う。このような事態が生じた原因を真剣に分析し、対策を取る必要がある。

県内の米の収穫量の推移を見ると、原発事故前である2010年の44万 t から、12年後の2022年には31.7万 t まで減少している。去年は32.7万 t と若干回復しているよ

うだが、昨今の気候変動などの要素が米不足を生み出していると思うため、安定供給のための体制整備を真剣に考えていかなければならない。

先日の委員会の県外調査において香川県の農業試験場を視察したが、香川県は水稲作付面積の減少が非常に大きく危機的状況であることから、担い手をしっかり確保するために県独自の対策を考えたとの話を聞いた。年齢等に関係なくハードとソフトの両面で支援しているようであり、本県においても、危機的状況であるとの認識を持って対応する必要がある。

まず、本県における米の収穫量と消費量との関係について聞く。

水田畑作課長

本県は30万t前後の主食用米を生産しているが、県内での消費量は把握できない。多くの県民に本県産米を食べてもらっているとは思いますが、一番の消費地は首都圏であるため、その方面での消費拡大を進めている。

宮本しづえ委員

本県は農業県だが、食料自給率が生産額ベースでもカロリーベースでも100%を割り込んでいる状況の中、主食が手に入らないことが国民にどれだけの不安を引き起こすのか、この深刻さをもっと真剣に捉えるべきだと思う。6月定例会でもそのような趣旨の質問をしたが、政府備蓄米もあるため米不足ではないとの答弁だった。しかし、国は結局備蓄米を放出せず、早場米も収穫されるためいずれ解消するとの説明に終始してきた。深刻な状況を放置してきたのが国の食料政策の実態であり、本当に国任せでよかったのかが今問われている。特に米は主食であるため、県民の不安に伝えていく機敏な対応が求められていたと考えており、この点は総括審査会でも知事に質問したいと思う。今日はこれ以上述べないが、県民の気持ちに寄り添う政策が必要であることは指摘しておく。

次に、県中方部の稲わらで高い放射線量が検出されたとの新聞報道があった。なぜこの10数年稲わらがそのまま保管されていたのか不思議だが、経過と対策について聞く。

環境保全農業課長

平成23年春わらについては、当時もそれを給与した牛肉から基準超過が発生したこともあり、全畜産農家に対して稲わらの保有状況を確認して回った経過がある。その結果を受け、環境省による特措法が施行されるまでの約10年の間、適切に保管

した上で焼却処理してきたが、焼却施設に持ち込まれていなかった稲わらが一部残っていた。そのため、改めて当時保管していた稲わらの処理状況を調査し、農家へ立入調査を行った結果、3件の農家から合計6.1tほどの稲わらが確認された。

残っていた理由について、市町村が把握している農家の保有状況のリストを基に、環境省委託業者と契約を結んで処理する流れだったが、理由までは明確に判明していないものの、そのリストから漏れてしまったと考えている。

宮本しづえ委員

焼却処分するリストから漏れてしまったとのことだが、漏れた理由がよく理解できない。今回のような事案は県内のほかの地区でも起こり得ると思っており、報道のたびに新たな風評被害につながっていくと懸念するため、この機会に再点検すべきだと考えている。各地の処理施設は既にほぼ解体してしまっていると思うが、今後判明した稲わらはどのように処理するのか。

また、処理に当たっての放射線量の基準値を改めて確認する。

環境保全農業課長

もう少し丁寧に説明すると、稲わらの保有については全県を対象に改めて確認した結果、3か所、6.1tとなっている。なお、これまでの処理方法については、県内3か所にあった仮設の焼却施設で焼却し、その焼却灰を中間貯蔵施設や最終処分施設に運搬する流れとなっている。委員指摘のとおり、現在各施設は解体されているため、同様の流れの処理は難しいが、国とも相談しながら適切に処分していく方向で検討を進めている。

また、一般に利用可能なセシウムの暫定許容値は、土壌改良資材が400Bq/kg、飼料が100Bq/kgと定められている。処分における基準については、廃棄物の処理に関する特措法に基づき、8,000Bq/kgを超過した場合は指定廃棄物として環境省の指定を受けて処理し、それ以下の場合是一般の廃棄物として廃棄物処理法に基づいた処理を行う。

宮本しづえ委員

今回の稲わらのBq/kgと処分方法を聞く。

環境保全農業課長

今回確認できた稲わらについては、暫定的な測定であるが、恐らく指定廃棄物になると思うため、今後国に相談していく考えである。



宮本しづえ委員

つまり8,000Bq/kgを超えているのだと思うが、セシウム137でも13年程度で半減期になるため、震災当初は相当放射線量が高かったのだらうと驚いている。8,000Bq/kg以上だとすれば当然それなりの処分が必要になるが、このようなものが身近にあったことによる被曝の可能性について、しっかり調査したのか。

環境保全農業課長

今般立入調査を行った箇所については、今は使用していない牛舎や作業小屋等に保管されており、廃業等に伴って頻繁には出入りしない場所だと確認できている。また、今回はサーベイメーターでも高値は確認できず、そのほかのバックグラウンドから見ても委員が懸念している健康上の影響はほぼないと考えている。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は以上で委員会を終わる。

9月30日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前8時30分までに本庁舎東玄関に参集願う。

10月2日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午前 11時50分 散会)